

取締役・監査役の任期をどう設定するか -その日中比較-

September 2019



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2019 年 1 月時点で、世界 89 ヶ国に業務を展開し、23,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

中国における取締役である董事、監査役である監事の任期についてどのように設定すればよいのでしょうか、その背景または要因について考えられたことはないでしょうか？

今回はこれらの任期を考えるにあたって検討すべき事項を日本における制度との比較を交えて、みていきたいと思います。

董事と取締役

董事とは、中国における会社の意思決定機関である董事会の構成員であり、原則として、業務執行に直接的に従事することは想定されていないものとなっています。また、一般に董事長が会社を代表する法定代表人となります。

また、取締役とは、日本における株式会社の機関である取締役会の構成員であり、取締役会非設置会社においては、対内的に会社の業務執行を行い、対外的に会社を代表するものであり、取締役会設置会社においては、会社の業務執行の決定を行います。

監事と監査役

監事とは、中国における会社の財務の検査及び董事、高級管理職員の監督を行う監事会の構成員をいいます。また、株主の数が少ないまたは比較的規模の小さな有限責任公司においては、1名から2名の監事を設け、監事会を設けないことができるものとされています。

また、監査役とは、日本の株式会社において、取締役及び会計参与の業務を監査する機関であり、株主総会、取締役（または取締役会）と並ぶ株式会社の機関の一つで、会社経営の業務監査および会計監査によって、違法または著しく不当な職務執行行為がないかどうかを調べ、それがあれば阻止・是正する職務を有する者です。

以上のように、大まかには、日本の制度と中国の制度は同様のものと捉えることはできるといえます。

日本制度における取締役、監査役の選任について

取締役、監査役については、株主総会の普通決議によって選任されるものとされています。ただし、取締役、監査役の選任決議は、定款に普通決議の定足数を排除する規定があったとしても、定足数を3分の1までしか下げられない点で、通常の普通決議とは異なり、特則普通決議とも呼ばれます。

さらに、厳密には、何の役職にもついていない人を何かの役職に選ぶときは「選任」、ある種類の役職についている人の中から選ぶときは「選定」という言葉として厳密には区分され、取締役は「選任」、代表取締役は取締役の中から選ぶので「選定」と呼ばれます。

中国制度における董事、監事の選任について

中国においても、株主会の機能として、董事及び監事を選任または交代させ、董事及び監事の報酬に係る事項を決定することが規定されており、原則として、株主会による選任がなされるものとなっています。但し、合併会社等の会社形態においては、それぞれの投資者が持分割合を参考に董事を選任し委託派遣するものとされています。

取締役、監査役の任期について

取締役の任期については、原則として2年とされています。但し、会社定款における記載または株主総会の決議によるその任期を短縮することが認められており、逆に、公開会社（譲渡制限のない株式を発行できると定款に定めている会社）については定款により10年迄延長することが認められています。一方で、監査役の任期については、原則として4年とされており、取締役と同様に公開会社（譲渡制限のない株式を発行できると定款に定めている会社）については定款により10年迄延長することが認められています。定款における記載または株主総会の決議による期間の短縮については認められていません。

ここで、これら役員任期については、そもそも定款に必ず記載しなければならない定款絶対記載事項ではない点に注意が必要です。従って、もし何も記載しなければ、原則に従い、取締役については2年、監査役については4年がその任期となります。また、これらの期間を短縮または延長する場合には、基本的に定款記載が求められることになり、この意味で役員任期については、定款相対的記載事項と呼べます。

また、商業登記において、役員任期は登記事項ではありませんが、役員自体は登記事項となっており、就任、重任、解任、解任の事由とともに記載されることになっています。

董事、監事の任期について

中国における董事の任期は、会社定款により規定するものとされ、ただし各任期は3年を越えてはならないとされています。また、董事の任期が満了時には再任することができ、董事の任期が満了したのに遅滞なく改選せず、又は董事が任期内に辞職して董事会の成員が法定人数を下回った場合には、改選して選出された董事が就任する迄は、原董事が董事職務を履行しなければならないものとされています。

また、監事の任期は、各期ごとに3年とされ、董事同様、監事の任期満時には再任することができ、監事の任期が満了したのに遅滞なく改選せず、又は監事が任期内に辞職して監事会の成員が法定人数を下回った場合には、改選して選出された監事が就任する迄は、原監事が監事職務を履行しなければならないとされています。

従って、中国では、董事の任期は定款絶対記載事項であり、監事の任期については明確な規定は設けられていないものの、実務的に同様取扱われているものといえます。また、日本の商業登記に相当する工商行政登記において、法定代表者の登記は求められていますが、役員及びその任期についてはともに登記事項とはなっていません。

任期を設定する上での検討事項について

任期を伸ばすことによるメリットとして、日本においては、役員任期満了後、株主総会で改めて役員の選任をし、登記（再任）をする必要があるが、任期を長く設定しておけば、それだけ、手続きの手間と登記のコスト（登録免許税や司法書士依頼費用）を節減することができるといわれています。

反対に、任期を伸ばすことによるデメリットとしては、任期途中で交代させたいときに、当該役員が辞任をしない場合には、解任をすることになるものの、その際には正当な理由と認められるものがない限り、本来の任期までの報酬を支払わなければならないため、役員の入れ替えが困難になる可能性があるといわれています。

一方で、定款で任期を短縮することによるメリットとしては、手続きの手間と登記のコストがかさむものの、任期満了に伴う役員の入れ替えを行えることがあげられます。

すなわち、任期が長い場合には、その間に役員の入れ替えをしようとするならば、当該取締役が辞任を受け入れない限り、最終的には解任をするしかありません。取締役及び監査役については、株主総会による任期途中解任は可能ではあるものの、任期中に解任をする場合、解任に正当な理由がない限り、残りの任期分の報酬を請求され、紛争となるリスクがあり（上述の通り、解任事由が登記簿に記載されることから、役員からは大きな反発が予想されます）、実務的には解任は難しいことから、任期は合理的な範囲で短めに設定されることが一般的となっています。

任期満了であれば、当該取締役は、再任されない限り、退任する以外に選択肢がありません。つまり、交代させなければ、再任をしなければよいのです。

これらを踏まえ、上場会社においては、取締役が株主から毎年の信任を受けることが望ましいとの考えもあり、定款において任期を1年に短縮していることが一般的となっているといえ、また、一般の会社では、取締役の任期は2年、監査役の任期は4年とすることが一般的となっているといえます。

一方で、中国においては、前述の通り、株主会において役員の解任及び新しい役員の選任が認められており、任期途中であったとしても解任が可能といえるとともに、当該解任についての正当な理由要件について、日本と異なり賠償責任のリスクとの関連性は低く、実務上の問題が伴うことは基本的にないものとなっています。

さらに、一般の外商投資企業形態である独資企業または合弁企業においては、董事の解任及び選任手続きにかかわる手続きについても比較的簡便であることから、役員の任期を長めにとることが一般的といえます。従って、多くの外商投資企業においては、董事及び監事とも、法令により認められる最長期間である3年とされているものといえるでしょう。

また、この際には、上述の通り、董事及び監事の任期については定款に記載しておくことになります。

以上

この記事は三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn